

【パネルディスカッション】

(※ 敬称略)

坪原 本日の警察政策ミニフォーラム「子どもの被害・加害を防ぐために～少年サポートセンター等の役割と機能発揮について～」のパネルディスカッションを開催する。

今回はミニフォーラムということで、政策運用の実践例をご紹介しますとともに、これを素材として皆様の今後の研究・実務をより深めていただくことを目的としている。開催に当たり警察庁生活安全局少年課のご確認をいただいているが、ご講演者の見解や提案が必ずしも警察庁の見解と一致するものではない。そのことを踏まえた上で1つの議論の素材を提供させていただくのが今回のミニフォーラムの目的である。また、講演者のご発言についても私見にわたる部分は必ずしも所属組織の見解と一致するものではないことを前提として、その点をよくご理解の上、ご自由な議論をいただければ幸いである。

今回は「子どもの被害・加害を防ぐために～少年サポートセンター等の役割と機能発揮について」ということで、各先生からお話をいただいた。それでは早速、まず、安永様、宗様、梅田様がそれぞれのお立場でご講演をいただいた福岡モデルから議論をさせていただきたい。まず、福岡モデルの特徴につき、安永様から今一度簡単にご説明いただきたい。

安永 改めて、福岡モデルの特徴について簡潔に説明する。福岡県警では県内に5か所少年サポートセンターが設置されているが、この5か所が全て、警察署の庁舎外に設置されている。5か所のうち4か所が児童相談所と同一施設の同一フロアに同居している。この4か所のうち2か所については教育委員会の出先機関も同じフロアに設置されており、加えてこの三機関の人事交流も行われている。まさに警察・福祉・教育の専門機関が同じ施設の同じフロアにいるという三位一体の仕組みが構築されている。この全国唯一の仕組みを活かした子どもを守る多機関連携が福岡モデルの特徴である。

ワンフロア同居の有用性・メリットとしては、日常的にお互いの仕事がつぶさに目に見える形で分かれるので、それぞれの活動の専門性や強み、そして苦手なフレーム、また、活動だけではなく、それぞれの文化の違い、言語、行動規範、そういった関係機関のお互いの違いについても体感的に理解が深まる。連携に最も必要な相互理解が、物理的及び人的近接性によって双方が深まる。そして、子どもを守り、救うためにそれぞれが持つ機能を即時・有機的に連動して発動させることができる。これが福岡モデルの大きなメリットである。

坪原 福岡においては、ソフトウェアの面で相互理解を進めるのみならず、ハードウェアも一体のものとし、緊密な連携がなされていることが非常によく分かった。

三機関の協力というところでは、児童相談所や教育委員会の方から見て警察組織の文化はかなり特殊なものに見えるところもあったかと思うが、その中で少年サポートセンターの安永様が多機関連携の警察におけるインターフェースとして確実に機能したことが、現在の三機関同居による連携体制につながったものと考えられる。

そうした体制を築き上げるに至るまでには長年の努力とご苦労があったかと思う。福岡においてこの

ような体制を構築することが可能であった大きな要因として何があるか、まずは安永様からお話しいただくとともに、宗様、梅田様からもそれぞれ組織の視点からお話をいただきたい。

安永 まず、私見ではあるが、私なりにこの要因について2点申し上げたい。

1点目は、平成15年は非行情勢が第4次ピークという少年非行が大変深刻な時代であった。本県の非行の特徴として、当時、シンナー等薬物乱用の検挙・補導件数が日本ワースト1であり、非行者率や粗暴犯、特に女子非行も深刻であった。そして、非行少年は「暴力団の卵」と呼ばれていた。当時はまだ児相も教育、警察のサポートセンターも個々に動いていたが、こうした深刻な情勢下において、このままでは大切な子どもたちを守り切れないことに気付き、行動を起こすキーマンが各機関に出現したと私は思っている。

「子どものために」のチャイルドファーストの精神を持ち、職域の壁を越えて、まずは子どものために何をすべきかという思いを持った人たちが小さな集まりを作り、それぞれができることを考えるケース会議をするようになり、それが今の多機関連携につながった。

次に、現場の実務者間の連携だけでは、三機関が物理的に同居するという大がかりな仕組みの実現はできなかったと私は思っている。当時の行政と県警の最高幹部が、暴力団対策の視点から、市民、県民、そして子どもの安心・安全を守るのは警察だけではなく、行政との連携が必要との申し合わせがあったことも、現在の仕組みができた大きな要因であったと思う。

宗 私が児童相談所に着任した時には既に少年サポートセンターが同じフロアに同居しており、私の中ではこれは当たり前感じていた。平成15年に当館はオープンしたが、当時の児童相談所はかなり脆弱な組織だったと思う。増加し続ける子どもの問題にどう対応していくのかを、一機関で抱え込まずに多機関が連携して広くカバーしていくことは明らかにそちらのほうがいいわけで、そこを物理的に体現したため、今、当たり前で連携が取れていると感じている。

職員の中で、その文化が広まり当たり前にしみついてきていて、当然連携をするものという意識が芽生えているところであり、これは要因ではないかもしれないが、効果としてそのように波及していると感じている。

梅田 教育委員会としてというより私見だが、私は平成14年に採用され、教職に就き、ちょうどその頃北九州少年サポートセンターができた。正直、その頃は学校の中がかなり荒れている状態であった。学校の中だけでは解決できないことも多々あり、必然的に警察の力を頼らなければいけない状況もあったかと思う。

実際に私は教育現場で働いていたので、サポートセンターの職員の方が実際に学校の先生方と良好な人間関係を築いている様子や、また、広報活動などでサポートセンターを周知しているのを見ている。そういう状況の中で、学校現場では困ったときのサポートセンターだという形が浸透し、

非常に良好な関係ができています。また、その関わりの中で事案の改善が見られていくと、その先生が次の学校に異動したときに、サポートセンターがあるよ、そこに電話してみようか、相談してみようかと口コミで広がっていく部分もあると思う。そういう形で、児童相談所の方も言われたが、当たり前の

状態で今はサポートセンターが根づいている。

坪原 まさにお三方のお話を聞いていると、お互いの文化を深く理解しながら、子どものためにということでも効果的かつ適切な連携が行われていることがひしひしと伝わってくる。まさに福岡モデルはそういった文化理解の一つの結晶であると感じる。

ただ、一般的にこうした多機関連携を試みていく時、私自身も東京都の知事部局に出向していた時にその雰囲気として実感したところであるが、外から見た警察はかなり無骨というか、他の行政機関とは雰囲気が違うため敬遠されることがあることも否めない。他府県でも、多機関連携のときにはまずその文化の違いをどう理解していただくかということ悩んでいることも多いように感じている。

そこで宗様や梅田様にお聞きしたい。全く前知識がない時に警察という組織がどのように見えていたか、実際に連携に従事された後、どのようなきっかけでそのような連携にご理解をお示しいただいたか、児童相談所や教育委員会が組織として警察に向き合う姿勢にどのような変化がもたらされたかについて、いろいろとご示唆をいただきたい。

宗 私は今でこそ児童福祉に従事しているが、もともとは別の福祉分野に従事していた。その時には、警察というと一般市民の感覚での理解、捜査をして検挙するという程度の理解しか持ち合わせていなかった。

児童相談所に着任し、研修で少年サポートセンターの業務を伺ったが、ざっくりとしたものしか分からず、実際に動いてみて分かってきたところが多々ある。警察という組織に対するありがちなイメージを私は持っていたが、少年サポートセンターは、ケースワークもこなしていくし、積極的にアウトリーチをしていく、その2点に関してはかなり児童相談所の動きに近いものがあるなど感じている。

子どもの問題が非行や虐待と多岐にわたっていく中で、その辺りを児童相談所だけでやるのは当然無理であり、今でこそ、子どもの福祉を支えていくために、お互いに協働していくパートナーだと、児童相談所の中では少年サポートセンターを見ていると私は捉えている。

梅田 まず、警察という名前だけ聞くと、どうしても堅いところ、厳しいところ、犯罪行為・非行行為を行った人を捕まえるというイメージで最初はいた。教員になり立ての若年の頃は、警察に頼らなくても自分で何とかできるぐらいの感じで思っているところもあった。しかし、実際に壁にぶち当たるところもあり、警察の協力を仰ぐところもある。

私は今年度からサポートセンターに配属されたが、いちサポートセンターの職員として一緒に働いてみると、すごく子どもたちのために親身になって関わっているし、問題の未然防止のために動いていると感じる。私自身、十何年間も教育現場にいたが、それでもここ来ると子どもへの関わり方等ですごく勉強になる。サポートセンターが我々教員と同じ思いで同じ方向を向いて動いていると感じている。

坪原 多機関連携を実効あらしめるためには、顔の見える関係まで関係を深化させる、まさにチームで行うことが非常に有効だと言われている。福岡モデルは、本当に文字どおり顔の見える関係を築き、子

どもに向き合って非行少年の改善・更生を進めていることに非常に感銘を受けた。

そうした連携において警察の中で軸になっている存在である、少年補導職員について、福岡では少年育成指導官という通称を使用されるほか、さらに士気の向上も含めて様々な工夫をされたと聞いている。まさに福祉職の方に求められるような専門性も含め、普通の警察官とは異なる特殊な技能・経験を持っているところであり、外の方とのインターフェースとして非常に有効なものと考えられている。こうした方々の専門性を生かす形で、例えば幹部として警察組織として育成人事方針を立てるとかその運用といったところで、どのようなことに留意すればより士気が高まり、外の方との関係が築きやすくなるかについて、安永様のご意見をいただきたい。

安永 少年補導職員の専門性を生かすという点は、注意点というよりも、私の個人的な切なる願い・希望として申し上げる。

福岡県警の少年補導職員も、少年サポートセンターが庁舎外に出て、現在のように本来の業務に専念できるようになるまでは、警察署の少年係に2名程度配置されていた。当時の業務と今の業務では雲泥の差があり、当時は街頭補導活動が中心であったし、他は少年係員としての事務的作業に日々追われるのが本県の状態であった。

現在のように専門性を生かすため必要だったことは、まず、警察の組織内において少年補導職員の存在意義や本来の役割について周知していただく、きちんと幹部の方や周囲の警察官に理解していただくことが第一歩だと思う。それなくして専門性を育てる・生かすことにはまず至らないということが、私自身の実体験からの感想である。

次に、専門性を発揮できるための環境を整え、機会を与えることだと思う。人は担う役割や機会で育つと言われるとおり、少年補導職員は少年問題に対する専門的な知識や技能・スキル、資格を持っている専門職員なので、自己の力、それを発揮できる機会や業務をまず整備していただきたい。

最後に、専門性は日々磨かなければ、その時々のも種多様な問題に対してより適切な対応は望めない。本県では、職員の専門性を維持、向上するために必要な、スキルアップ予算を年間の経費として確保している。この予算は、RIFCR、司法面接研修の受講費に使われており、性犯罪や性的虐待を受けた子どもの供述支援を行うためのスキルを培うことができる。また、立ち直り支援活動には福祉的ケースワークが求められるため、必要な福祉の知識を得るということで、大学の社会福祉士の通信講座を1年間受講できるようになっている。また、各種研修を自らいろいろ探してきてこの研修を受けたいというときに、その経費がまかなえるようになっている。現在、公認心理師の資格を持っている者が4名いるが、残りの10名全員が公認心理師の試験を受験する。その受験に必要な経費に充てられる。

このように、きちんと専門性がある職員として組織が認知し、役割を与え、専門性を維持またはさらに向上するための研修を受けられる予算を確保するなど、人事育成のために本県で確保されている成長要因を紹介させていただいた。

坪原 福岡県警察が組織として少年補導職員の活用も含めてしっかりと考え、他の機関の方と相談した結果が福岡モデルとして結実したということが、安永様のお話であった。

警察庁少年課においても、少年補導職員の位置付けについてはその専門性を生かし、きちんと多機関

連携に進んでいくべきと考え、それを各都道府県警察に周知をしているが、具体的な実現方法が見当もつかないであるとか、どのように子どもを守ることにつながるかの具体的なイメージについて幹部が実感を持ってないであるとか、今までやってきたことと大きく方向が変わることもあるので、どうやっていいのかわからないといったようなところもあったであろうから、福岡でのモデルを警察政策フォーラムでご紹介をさせていただけたことは、そうした悩める幹部の皆様にとって大きなご示唆になったものと思う。

そして、これから一步一步そうした方針を進めていこうというところもあるかと思うが、安永様の今までのお話にあったとおり、福岡モデルも一朝一夕でできたものではない。今後こういった取組を進めていくときに他の機関の方とどのようにお話を進めていくべきか、そして組織の中でどのような形で周りの方とこうしたことについてコンセンサスを得ていくかにつき、留意すべきことを安永様からお話をいただきたい。

安永 本県でも最初から少年サポートセンターと学校・福祉・医療・司法という様々な関係機関との関係が今のように構築できていたわけではない。最初の頃は連携といえば会議が主流で、会議の内容も役割分担という名で丸投げ・丸抱えしていた部分があり、負担が増えるばかりの連携だったこともある。それが少しずつ変わっていったのは、重ねて言うが、チャイルドファーストの精神。このチャイルドファーストの精神を持つ方が必ず各機関のキーマンとしているはずである。それは幹部であったり実務者であったりするが、その方をまず探して、つながっていくことが大事である。教育の方にいるかもしれないし、今回の宗先生のように福祉の方からアプローチがあるかもしれない。まず私は警察の立場として、自分から関係機関の中にいるキーマンを探す。

そのときに注意しなければならないのは、こちらの警察独自の意識を押しつけるのではなく、まず、相手を理解し、そして警察も、警察の中には検挙や取締りといった警察的な手法だけではなく、サポートセンターのように福祉的ケースワーク、教育的指導、心理学的知見をもったカウンセリングができる存在、サポートセンターや職員がいるということをきちんと説明し、理解していただく作業である。

坪原 今後の進め方について非常にご示唆のあるお話をいただいた。

柴田様からは、連携の全体像について、俯瞰的に見て、かつ視点を変えて教育機関を軸に、多機関連携の学術的な視点からのご報告をいただいた。若干話が戻るころではあるが、福岡モデルの特徴として学術の観点から評価できる点やご指摘をお話しいただきたい。

柴田 福岡モデルに関して全てうなずきながら伺っていた。まず1つは、同じ建物の同じフロアにあることが非常に良く、物理的な距離の近さは人と人とをつなげる重要な要素になっていることは評価できる。ご報告の中で人事交流を挙げていたが、同じ職場で働くことがいわゆる同じ釜の飯を食うことにもつながり、それが人と人との意識や心の距離を近づける。これがとても重要なことだと思う。

三重県の少年サポートセンターでも、同じことを言っていた。教育現場の先生方との連絡のやりとりがいつでもできるような体制になっているとのことである。これはとても大きな強みであろう。これは

法律が成立したとか、制度化したというだけですぐできるというものではなく、長年にわたって積み重ねていく必要があると考えている。

2つ目の評価ポイントは、福岡モデルが大都市圏で実現していることであろう。大都市圏では必然的に人も多くなり、組織の規模も大きくなってしまいが、そのような状況下で実現できていることは非常に参考になるし、中小の都市圏においても、大都市圏でもできることだからこそ、むしろ地域の資源を凝縮して実現していくべきことだと思う。福岡モデルは全ての市町村や都道府県に参考になるだろう。

アウトリーチをしていくときに、恐らく事件化を前提としたアウトリーチはなかなか難しく、福祉的な働きかけをすることがとても大切になってくる。だからこそ教育現場とつながれるということもあるだろう。福岡モデルは、教育の先生たちが見ている・思っていることと、福祉的なアプローチをしていくこと、それらがうまくマッチングしていることで、非常に成功していると考えている。これが3つ目の評価ポイントである。

他方で、福岡モデルに期待するところもある。教育現場の先生たちとできるだけ多く、広くつながってほしいという期待である。長崎でアンケートを実施する際に、1校1校伺って校長先生や教頭先生とお話ししてお願いをしていった。40校近くでいろいろ話を伺うと、それぞれに子どもたちに対する熱意や思いが伝わってくる。そこで見えてきたのは、他の機関とのつながりを阻害する要因が、何か情報共有で失敗することである。例えば長崎県の失敗事例の一つだが、虐待の事案において児童相談所につなげたが、いつの間にか家に戻されて、いつの間にかまた学校に来たということを伺った。「事前に連絡してくれていれば調整ができたのに、自分たちもできることがあったのに」と言っていたが、そういうこともある。

失敗から学ぶこともあると思うが、そこで心の距離ができてしまうと連携面での躓きが生じる。だからこそ、教育現場の先生たちとできるだけ多く、広くつながっていくことに期待したい。学校や教育現場、教師の方々は、家庭の次に子どもたちと接する機会が非常に多い。小さな変化でも発見できる。その小さな変化・気づきがもしかしたら大きな事件を止めたり、もしくは子どもはまだ可塑性に富んでいるから被害からの早い回復につながることを期待できる。教育現場の一人一人の先生方とつながって「子どもたちへの思いを共有するにはどうしていったら良いか」を、福岡モデルがより一層発展するためにご検討いただきたい。

坪原 柴田様から学校教育の現場については、家庭よりも長い時間を子どもと共にすることもあるかもしれないので、そうした重要な機関の視点から多機関連携の在り方をまとめられ、学校現場の管理職の方からそれぞれの教員の方も含めて調査をされたところであり、警察という別の組織の我々にも非常に大きなご示唆をいただいた。

実際に教育現場などで様々なご活躍をされている梅田様から見て、柴田先生の調査を踏まえて発表された内容につき、何かご意見やご指摘があればお伺いしたい。

梅田 柴田先生の調査結果の報告を見せていただき、私自身、すごく共感する部分もあった。個人情報の部分など、福岡でも同じようなアンケートをすると同じような結果が出るかと思う。

学校現場は、柴田先生も言われたとおり、生徒や保護者の人間関係を一番大事にする。また、子どもとの関わりの中での指導の過程を大事にする。その中で警察との連携というときに、どうしても個人情報の部分で先生たちは二の足を踏んでしまう。もちろん今、福岡、北九州でも行われている。それはサポートセンターや警察との信頼関係、人間関係あつてのことだが、そのときにどうしてもためらいがちな校長や管理職がいるのも事実である。そういう部分で共有していいとはっきりわかるころがあれば、より安心して連携ができるようになるのではないか。

私は今、サポートセンターに勤務している。そういう部分で緩衝材のような形で、学校と警察署、学校とサポートセンターのつなぎ役となる。学校側も私がいることで少し安心して関われる。また、サポートセンターの職員も学校の思いを十分に分かっているので、サポートセンターの職員が警察署と学校のつなぎ役になってうまく連携が図れている事例も多々ある。

先生の発表を見て本当に、安心して情報共有ができるようにしてもらえれば、より安心した連携、より強固な連携ができるのではないかと感じた。

坪原 まさに連携といったところで、実務の実態としてはかなり進んでいるというのもそのとおりではあるが、形となってそれを後押しするものがあればなお進めやすいというお話をいただいた。

その観点からは、こうした非行に関しての立ち直り支援に立ち至る前のところで、恐らく二本柱として非常に重要な役割を占めるとされる予防教育においても、分野はちょっと違うところもあるかもしれないが、柴田様から、長崎県や長崎市の犯罪被害者等支援条例に教育に関するそうした規定が設けられたというご発表もあった。それが設けられた経緯や、これにより実際にどのような効果が見込まれるか、そして教育現場や警察における予防教育に向けた取組にどのような形で変化が見られるかについてのご見解を柴田様にお話しいただきたい。

柴田 私が長崎県の犯罪被害者等支援条例について関わることになったのは、2018年10月に長崎県の犯罪被害者等支援懇話会が作られ、その委員になったことが経緯である。この委員会でディスカッションをしていく中で、まずは二次被害を減らすため、犯罪被害者に対する理解を促進する教育や啓発が必要だということが意識された。ただ、啓発活動については一般的に基本法でも制定されているところではあるが、教育に関してはあまり入っていなかった。当時、長崎県の条例を作るに当たり参照したのは滋賀県である。長崎県も犯罪被害を受けた子どもたちが二次被害を受けたりしないようにしっかりと教育も進めていく必要があるという意識、また他方で、被害者への理解が加害者とならないことにもつながるという意識があった。

その中で具体的なところを申し上げると、性暴力に関する教育が大切だ、それを進めたいという考えが懇話会の中でまとめられていった。長崎県の犯罪被害者等支援条例は、その意図も込めて制定された。犯罪被害者等支援条例であるから具体的に「性暴力」という文言が直接に書き込まれているわけではないが、県の条例の逐条解説の中では、特に「性暴力については10代20代の被害者が多く、潜在化しやすい傾向にあることから、誰もが被害者となる可能性のあることや、犯罪被害者等支援を受ける仕組みがあることを小学生から高校生の時期にかけて学ぶことが大切である。」と書かれている。県の条例はこのようなことも視野に入れて制定されたということである。

長崎市の条例については恐らく今年度中に成立する見込みである。私は、2019年10月から長崎市の安全・安心まちづくり推進協議会の中に入っており、その中で、立案担当している長崎市の自治振興課の方々とお話をする機会があったので、教育も大切だと提言した。小笠原先生のご報告の中にもあったが、政府の性暴力対策の強化の方針からも、教育との調整をしっかりとできるようなつながりを持てる条例にしたほうが良いということをお話ししたら、それを理解して入れてくださったということである。

長崎県や長崎市において教育に関する条項が設けられたことは、非常に大きな意味があると考えている。既に制定されている長崎県のほうでは、まだ制定されてから1年程度なので、すぐにわかりやすい効果が出ている段階ではないが、今後は期待できると考えている。

例えば長崎県では、佐世保の女子高1同級生殺害事件の約10年前、いわゆる駿ちゃん事件という長崎中1男児誘拐殺害事件が2003年に起き、その翌年に佐世保の小6女児同級生殺害事件が起きた。それを受けて長崎県では教育においても命の大切さを学ぶことが行われてきたが、それでも2014年の事件が起きた。事件が起きたことは反省をもって受け止めなければならないが、この事件で予防教育が否定されたわけではない。犯罪被害者等支援条例の中に教育に関する条項を入れることで、教育現場が性暴力に関する予防教育を一層進めていくことにつながるのではないかと。今後、子どもが性暴力等の犯罪の被害者にも加害者にもならない環境がより一層整えられていくことに期待したい。

坪原 柴田様からは、現場レベルで協力をする多機関連携もあるが、新たな要素として、自治体自身が企画レベルでも主体的な役割を果たす、安全・安心まちづくりというところで、直接の担当ではない課がそのような形でバックアップをする姿もご紹介いただいた。こちらの取組は条例でという形もあるだろうし、その他にも様々な取組のあり方があるかと思うが、多機関連携をさらに進めていくには、現場の三機関だけではなく、それ以外も巻き込んでいく必要があるということも重要な視点だと考えられる。

お話の中でさらに出てきたところであるが、子どもに対するということで非常に重要なのは性暴力に関するところである。こちらについては、性暴力は常に言われているところではあるが魂の殺人と言われるほどの非常に重大な影響、そしてその後の連鎖も含めて非常に子どもの人生に大きな影響を与え、社会にも大きな影響を与えるということで、これへの対処は喫緊の課題だと考えられる。

立ち直り支援としてできる限りのことをするのはもちろんであるが、起きてしまえば取り返しがつかないこともあるため、未然予防が最も大事なことであるという観点からも、性暴力の内容について今回小笠原様からご経験を踏まえてのご講演と1つのモデルをいただいた。小笠原様のご経験を踏まえて、こうした非行防止・被害防止教育において関係機関と連携する、それは教育という観点も含めて、警察幹部として重要であると考えていることについてお話をいただきたい。

小笠原 私自身は10年程前から、性犯罪対策、特に被害者支援が日本では十分ではないという思いで、被害に遭ってしまった人たちをいち早く助けるために病院を拠点にした仕組みが必要・有効だと考え取組を進めていたが、まさに被害に遭ってしまった人のPTSDの治療をされている第一人者の先生から、「精神的な傷の重症化を防ぐために、できるだけ早く専門家のケアを受けさせることがとても重要。

でも一番コストパフォーマンスがいいのは予防教育だ」という話を聞いた。

また、安永さんと出会い、福岡県警の少年補導職員は福岡では少年育成指導官という名前がついているというお話や、実は非行少年をサポートしていくと、非行に走る前にその子たちが虐待や暴力、いじめなどの被害に遭っているという、被害者だった子たちが実は他人を傷つける加害の方向に移ってしまっているという話を聞き、被害に遭った人の傷をいかにカバーしていくかだけではなく、その子たちが犯罪やいわゆる援助交際のような形で自分を傷つけるような行為に走らざるを得ないということがあるのだ、という理解が警察の中にあまりに少ないなと感じた。

私自身がかつて扱った 17 歳の窃盗の常習犯に対して、新人の警察官だった私は、「どうしようもないやつだな」としか思わなかったが、何でこの 17 歳の子がこんなに何度も捕まるようなことをしているんだろうというところに、私も、私の周りのベテラン刑事たちも全然思いが至っていなかった。

そういったことがもっと認識されるべきだと思うし、だからこそ子どもたちを暴力から守るための予防教育が重要だということに思い至るべきだと思う。

そして、特に幼児期からの予防教育が重要だという点に関連して指摘したいのが、内閣府の調査で無理やり性交等をされた経験があるかという調査の中で必ず毎回、被害時期が小学校入学前だったと答える方が、被害に遭ったと答えた方の中の 2～3%あることである。その数を人口で割り戻したらそれはすごく大きな数である。

それから私が個人的に知り合った性虐待のサバイバーの方のお話では、2 歳頃から家庭内で被害に遭っていたが、当時の自分は自分が何をされているのか意味がよく分からなかった、だけど、誰にも言っちゃ駄目だよ、これはどこのおうちでもやっていることなんだよと言われて、抵抗もできなかったし相談もできなかった、そして中学校ぐらいになって、自分がされていることが実は赤ちゃんを作る行為だったことが分かった時の衝撃の大きさに、自分が汚くなってしまったみたいに感じ、自己肯定感がすごく損なわれたという話を聞いた。

予防教育のコストパフォーマンスという専門家の医師の話と実際に聞いてきた声とが相まって、これは小学校に入る前の段階から、体のどこを守るべきか、そこを侵害されたら嫌と言っていいんだよ、とにかく相談していいんだよということを伝えることの重要性をものすごく感じた。

被害者も加害者も両方を見ている警察という組織の人たちが、非行に走る少年たちあるいは援助交際に走ってしまう少女たちの過去にあるものにちゃんと目を向けていくと、予防教育が重要だということは、現場の人だからこそきっと感じていると思う。

しかし、予防教育は、警察が教育しますと言って勝手に学校に押しかけるわけにもいかない。学校の先生たちに、その被害・加害の仕組みを伝えたときに、それは子どもたちに何とか伝えていかないといけない、では学校と警察で一緒にやろうとなっていけるのではないかという 1 つの期待はあるし、福岡県の三機関同居がそれぞれの機関の最高幹部の認識がなければ進まなかったように、早いのはトップダウンだと思うので、ぜひ組織の幹部の人たちには、被害・加害はそのような仕組みに実はなっているんだ、暴力団員になっている人たちも実は昔非行少年で、非行少年は実は昔は虐待されていたりいじめられていたりして、予防教育はすごく大事なんだという、簡単に言うとそういうからくりを理解を示して、組織の垣根をぴよんと飛び越えるのは幹部の一声だと思うので、そこは存分に権力を正しく使ってほし

い。

坪原 小笠原様のお話にあったとおり、現場が目の前の実務に追われてなかなか思いが至らないというところまで含め、子どもを守るための施策を考えていくということは、まさに幹部の勉強と行動力にかかっている。

さらに、実務の中での経験も加えてということかとは思いますが、小笠原様は公務外における性犯罪予防の活動を行い、さらに予防教育のための絵本の監修をされるなどの活動もされている。こちらの絵本は警察官として経験されたことも踏まえて作られたということもあるかと思うが、こうした作成をしていく中で、まさに活用場面として教育現場や一般の方に見もらうための工夫を考えられたかと思う。そこでどのような点に留意されたなどのお話をいただきたい。

小笠原 これは2月20日に出版したものである。対象年齢5歳から8歳にしているが、実際には3歳ぐらいからでも十分理解できる内容にはなっている。概要は、くもくんというキャラクターがいつもお空の上から子どもたちを優しく見守っているという設定で、ある日公園で男の子がふざけてお友達の男の子のパンツを下ろす場面を見つける。するとくもくんが空から下りてきて、子どもたちを雲に乗せてお空の教室へ連れていき、プライベートゾーンは水着を着ると隠れる部分のこと、勝手に人のを触ったり見ちゃいけないし、簡単に人に見せたり触らせたりしちゃいけないよ、もしそういうことをされたら大人に相談してねと教えてくれる。

ここには3人の子どもたちが出てくる。まずはパンツを下げた子、いわゆる加害者である。くもくんの話を聞いて、自分もされたら嫌だということに気がつくこと、つまり被害者感情への共感を持つことで、もうしないと考える。

被害に遭った子は、本当は嫌だと思ったが嫌だと言えなかったと言う。

これはすごく大事なところだと私は思っている。実際、性被害に遭ったときに、周囲の人の「何で抵抗しなかったの。どうして逃げなかったの」という「なぜ」、「どうして」という何げない言葉がものすごく被害者を傷つけている。なのでこの絵本では、くもくんのせりふとして、嫌と言えないときもあるよね、今度からは言えるといいねと勇気づけている。嫌と言えないこともあるが、でも、悪いのはあなたじゃないよということもちりばめてメッセージとして出している。

最後に、目撃したけれど何もできなかった子どもに、くもくんは、お友達が困っていたら助けてあげてね、でも、助けてあげられないときには大人に話せばいいよと伝える。するとその子は、大人に話すならできそう、と勇気付けられる。この絵本は、子どもたちにできることがあるよと、という知識と勇気を両方贈りたいという思いで作成した。

一番いいのは親御さんから読み聞かせてほしい。なぜなら、これも安永さんから教わったことだが、非行に走ってしまう子たちの問題の根っこは、幼児期からの親子の愛着の関係から始まっているという。この絵本を、「あなたは大事な存在だから、何か困ったことがあったらいつでも相談して。あなたの味方だよ」という無条件の肯定感を伝えるツールとしても使っていただきたい。性の話は思春期になると親子間ではすごくしづらくなってしまうので、親の体をお風呂でじっと見るようになるぐらいの幼児期の、

ただの好奇心の段階から話題にしておくことが、話しやすさにつながると思う。

とはいってもそんな教育をしてくれる親御さんばかりではないので、せめて遅くとも小学校1年生で教えてほしいということで、小学校の先生向けに指導案も作成したし、子どもに伝えていることと同じ内容を親御さんにも認識してもらわないと、違ったことを言われても困るので、保護者のために持ち帰るプリントも作ってダウンロードできるようになっている。絵本も、そのままのサイズだと教室で使いにくいので、物語の部分を教室で映写できるようパワーポイントデータをダウンロードできるようにした。

また、学校に貼れるようにポスターを作った。最近、残念ながら、常に子どもの近くにいられる仕事に就いている大人による性加害事件が発覚しているので、学校、幼稚園、保育園にいる大人への牽制として、プライベートゾーンの、ここは守るところだよというポスターも貼ったりして、実は保護者向けの資料も、家庭内でそういうことをしないようにという、子どもたちはもう学んでいますよというけん制としてそういったものも持ち帰ってもらいたいなという意味で作った。

朝のホームルームでもできるぐらいの読み聞かせのボリュームになっている。1つの授業をつぶさなくても短時間で伝えられるようになっている。ぜひとも家庭で、あるいは遅くとも小学校1年生のプールが始まる前や健康診断の前、子どもたちが人前で肌を少しさらすようなタイミングを捉えてやっていただければということも、学校の先生の手引きとしてダウンロードできる資料の中に入れている。

そして、こういう話をする、カミングアウト、被害の開示が出てくる。

そのときにどうしたらいいか。これは一番間違っはいけないところである。SOSが出たときに、「そんなこと、誰にも言っちゃ駄目よ」とか「もう忘れなさい」とかは絶対言っはいけない。ではどうしたらいいのか。「よく話してくれたね。話してくれてありがとう。子どもを守るお仕事の人に相談しようね」とちゃんとつないでほしいと、保護者向けと先生向けの、どう対応したらいいかというページも作っている。これがあれば取りあえずは予防からSOSがあった後のことまでフォローできるような資料にはなっているかと思う。

坪原 まず予防教育というところで、まさにその狙いも含めて、実際にこういう例もあるということでのご紹介をいただいた。

こちらにつき、恐らく1つの活用現場の例として教育現場のお話もあった。梅田様から見て、そうした予防教育の実施に当たって、そしてその内容を考えるに当たって、教育現場からの視点で思うところがあればお話しいただきたい。

梅田 小笠原先生のお話を聞き、絵本も見せていただいた。リーフレットも非常に勉強になると思うし、学校現場で活用できるものだと思うので、広く周知できたらと思っている。学校も、性暴力被害加害の防止について啓発活動も行っている。県から出た冊子を配布したり、いろんなセンター等を紹介したり、学校によっては助産師等の講師を呼んで話をしたりというところもあるし、規範意識の向上も含めていろんな取組をしている。

ただ、それが実際に学校現場でどれぐらい浸透しているかとなると、まだまだかなと思う。こちらは

啓発としてリーフレットの配布等をするが、現場の先生たち、現場の子どもたちにはどれぐらい届いているかという、まだもう一つ足りないかなというところはある。

これはあくまで私見だが、学校の先生たちはこういうデリケートな問題を扱うとなるとどうしても躊躇してしまう。どうしても、オブラートに包んだような、すごく抽象的な教え方しかできない。もちろん保健体育の授業でも扱うが、まだまだこちらの勉強不足という部分もあると思う。このような性暴力に関する授業を行うには、まず職員側の研修を十分に行う必要があるかと思う。学校間でも差があるし、学校の先生方の間でも温度差がある。共通理解の下、しっかり同じ方向を向いて研究を重ねた上で子どもたちに教えていくのが大事と思っている。同時に、保護者にもこういうふうに取り組んでいることを伝えながら、家庭でも子どもと話す機会をつくってほしいと伝えていくことも大事かと思う。

坪原 非常に皆さん熱意のあるところであり、なかなか議論が尽きないが、今回の「子どもの被害・加害を防ぐために～少年サポートセンター等の役割と機能発揮について～」と題した議論についてのパネルディスカッションを終了させていただく。本日のフォーラムが、子どもの被害・加害を防ぐための多機関連携、予防教育の課題について認識を深めていただき、今後の施策を検討する一助となれば幸いである。

最後に、パネリストの皆様、最後まで熱心にご視聴くださった皆様に心から御礼申し上げます。